

## 千早赤阪村と丸紅木材株式会社との包括連携に関する協定書

千早赤阪村（以下「甲」という。）と丸紅木材株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携強化を図ることで千早赤阪村の地域活性化を推進するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、住民サービスの向上及び千早赤阪村の成長・発展を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲乙協議の上、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1） 千早赤阪村産木材の積極的かつ継続的な利用に関する事
- （2） 千早赤阪村産木材を使用した商品開発及びふるさと納税返礼品の開発に関する事
- （3） 子ども・青少年の育成に関する事
- （4） 地域活性化に関する事
- （5） 地域産業の振興に関する事
- （6） 環境に関する事
- （7） 地域のPRや魅力発信に関する事
- （8） その他本協定の目的に沿う事

2 甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

### （協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とする。なお、期間満了日まで、甲と乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるも

のとする。

### （守秘義務）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく取組の実施にあたり知り得た機密情報を、相手方の書面による事前の承認を得ないで第三者に開示・漏洩してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### （疑義の決定）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年8月30日

甲：大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地

千早赤阪村

村長

南本 斎

乙：大阪府中央区南船場1-18-17

丸紅木材株式会社

代表取締役社長

清水 文孝